

休日保育を実施しています

豊川市では、日曜日や祝日（12月29日～1月3日を除く）において、保育を必要とするお子さんを指定保育園で保育する休日保育を実施しています。

指 定 保 育 園	ひかり保育園（豊川市金屋本町2丁目54） ☎0533-84-3599
保 育 日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 （12月29日～1月3日を除く）
保 育 時 間	午前8時30分～午後6時
利用できる児童	豊川市内の保育園・認定こども園（2号・3号認定に限る。）・小規模保育事業所に入園しており、休日においても保護者のいずれもが就労等により家庭での保育が困難な児童。 ※ご利用にあたっては、保育料や主食代等保育の実施に係る負担金に未納のないことが利用の条件となります。
利 用 方 法	通常の利用方法は、 ① 保育課へ事前登録（休日の就労証明書が必要） ② 利用日前月の20日までに、ひかり保育園に利用予約となります。なお、急なご利用については、ひかり保育園にご相談ください。 ③ 原則、平日に休日保育利用分の日数をお休みいただくこととなります。但し、祝日の利用分は除きます。
そ の 他	給食はありません。お弁当を持参してください。

問い合わせ先：子ども健康部保育課

TEL（0533）89-2274

